

貸付事業の取扱いの変更について

組合員の利用しやすい制度とするために、貸付金額が400万円を超える住宅貸付等に義務付けていた抵当権の設定及び貸付保険の保険料の一部負担金(0.06%)を廃止します。

《現行》

平成18年6月から平成26年3月までの貸付けの方		
貸付の種類	貸付利率	
普通貸付	2.72%	
在宅介護対応貸付	2.46%	
特別貸付	医療貸付	一部負担金 一律 (0.06%) 上乗せ
	入学貸付	
	修学貸付	
	結婚貸付	
	葬祭貸付	
住宅貸付	400万円以下	2.72%
災害貸付		2.28%
住宅貸付	400万円超	2.66%
災害貸付		2.22%

《改正後》

平成26年4月からの貸付けの方	
貸付利率	
2.66%	
2.40%	
2.66%	一部負担金廃止
2.66%	
2.22%	
2.66%	抵当権設定廃止
2.22%	

※ 平成18年6月以後の貸付けは、平成26年4月1日以降、改正後の貸付利率を適用

- 現在、共済組合が抵当権の設定を行っている方へ
共済組合から、「解除証書」等を送付しますので、抵当権抹消登記の手続きをお願いします。
- 平成18年6月以後、貸付申込みを行い、上記の表にて貸付利率が変わる方へ
「一部負担金」廃止に伴い、平成26年4月以後、毎月の貸付償還額が変わります。所属所
経由で償還表を送付します。
- 平成26年4月以後の貸付けの「借用証書」について
「一部負担金」廃止に伴い、借用証書の様式が変わります。
取得方法については、共済組合事務担当者へお問い合わせください。

※ 今まで負担していただいている「一部負担金」とは

普通貸付、特別貸付、住宅貸付及び災害貸付のうち抵当権設定を要しない貸付けについて、毎月、
貸付償還額に加え保険料を負担していただいているものです。

- ① 保険料の負担目的…貸付債権の保全に要する費用の一部
- ② 負担率…年0.06%の負担
- ③ 負担方法…貸付利率に負担率を上乗せした償還額に基づき、給料天引きにより納付